

昭和三十九年三月十日受領  
答 弁 第 三 号

(質問の 二)

内閣衆質四六第三号

昭和三十九年三月十日

内閣総理大臣 池 田 勇 人

衆議院議長 船 田 中 殿

衆議院議員加藤進君提出輸出向け人絹織物用人絹糸の確保措置に関する質問に対し、別紙答  
弁書を送付する。

衆議院議員加藤進君提出輸出向け入絹織物用人絹糸の確保措置に関する質問に対する答弁書

一 昭和三十八年の人絹糸高騰対策として、政府は、通商産業省繊維局長名をもつて日本化学繊維協会に対し、

(イ) 人絹糸の増産

(ロ) 輸出用人絹糸の内需転用  
について勧奨した事実はある。

二 この勧奨に基づき、日本化学繊維協会、日本人絹糸商業組合および日本絹人織物工業会の三者が話し合った結果、輸出織物用として人絹糸三百トンの放出を行なった旨通商産業省に対し報告があつたが、その割り当て販売については、最も効果的方法を業界が検討することとな

つっていたので、これに委ねてあつた。

三 その後、日本絹人織織物工業会から織布業者側の受入態勢の整備が困難であること、および放出糸量が少量であつたこと等の理由から止むをえず、同放出糸を取引所において処分し、その差益は業界の休機資金に利用する旨の報告を受けとつている。なお、日本絹人織織物工業会のとつた処置は、当時の状況に照らし、止むをえなかつたものと判断される。

右答弁する。